(表)

## 銃砲所持許可申請書

のとおり申請します。

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次

年 月 日

## 公安委員会殿

	本			籍											
申	住			所											
請	Š	Ŋ	が	な											
人	氏			名											
	生	年	月	日				左	F.	月		F	(	歳)	
	電	話	番	号											
申	請件数					件 ※申請に係る銃砲欄(別紙)を作成すること。									
関	係	証り	書	等	交	付	年	月	日	番		号	交	付	者
猟銃・空気銃所持許可証															
猟銃等講習会の講習修了証明書															
技能検定合格証明書															
技能講習修了証明書															
教	習(	多 了	証 明	書											

同居												
人	口 有( 人)											
欠格事由	□ 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも 該当しない者であることを誓約します。											
	<ul><li>(猟銃の許可申請者のみ回答)</li><li>□ 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。</li></ul>											
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書 (年月日公安委員会提出) □市町村の長の証明書 (年月日公安委員会提出) □住民票の写し (年月日公安委員会提出) □経歴書 (年月日公安委員会提出) □その他 (											

- 備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他 の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の 事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤 務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
  - 2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
  - 3 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付 年月日等を記載すること。
  - 4 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同 居人がいる場合にはその人数を記載すること。
  - 5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□ 内にレ印を記入すること。
  - 6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□ 内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

											/	/	件	
	□譲渡等	承諾	書のと:	おり					•					
銃	種	類												
	型					銃	番	号						
	メーカー				銃	銃の全長				センチメートル				
	モデル名					銃	身	長			ł	センチメートル		
	公称口(番)						弾倉型式及び充塡可能弾数							
	(実測口行	(		ミリメ	ートル)	適	合実(2	空)包	Į.					
	銃腔内腔旋	□1/5			人下 口:	1/2 超	<u>]</u>		l					
砲	特	徴												
		種	類				銃	身	長			センチメートル		
	替え銃	公称口(番)径					適合実(空)包							
		(実測口径) ( ミリメートル) (												
	法第4条第1項に規定する用途													
用途	第1号							 ₹ 駆 除 □ □標			 的	的射擊		
			人命救則	力	□動物麻酔			口と 殺		□漁	、業	□建	数 業	
	第2号											)		
	□第3号		第4号		55号 □第5号の2 □第8					□第	第9号	□第	第 10 号	
	□法第6条第1項に規定する用途													
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり													
	住所													
	氏名													
	電話番号													

- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
  - 2 申請時において銃砲欄(種類欄及び替え銃身の種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
  - 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内 にレ印を記入すること。
  - 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃 及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射 銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、 建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載するこ と。
  - 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装塡式等の別を 、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては 単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折 式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ 式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
  - 6 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は 、年式等の別を記載すること。
  - 7 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ) は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
  - 8 銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に 該当する事項の□内にレ印を記入すること。
    - なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
  - 9 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定 するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
  - 10 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔旋割合、銃 身長及び適合実(空)包を4、7、8、13及び15により記載すること。
  - 11 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 12 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する 線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
  - 13 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装塡孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものにあつては、弾 倉の部分の長さを除く。)を記載すること。
    - なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載する ことを要しない。
  - 14 弾倉型式及び充塡可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
  - 15 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
  - 16 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常 焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
  - 17 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。